

## 離婚協議書

夫離婚太郎（以下「甲」という。）、妻離婚花子（以下「乙」という。）は、甲と乙が協議離婚をするに際し以下の通り合意する。

※名前を何度も書くのは文章が煩雑で紛らわしくなるので「甲」「乙」と表現します。

### 記

第1条 甲は乙と協議離婚することに合意し、平成20年3月末日までに離婚届けを提出する。

※あくまで離婚をすることが決定していないと意味がありませんので、このあたりははっきりさせましょう。離婚が決まっていなくても協議もなにも成立しません。

第2条 甲乙間の未成年の子長女離婚よし子（平成10年〇月〇日生。以下「丙」という。）の親権者及び監護者を乙と定める。

※お子様がいらっしゃる場合は後にトラブルになりやすいのでしっかり決めておきましょう。

第3条 甲は丙に対して養育費他として大学進学時等に使用する学資保険の保険料を支払うものとする。

※養育費は具体的な金額も決めておくといいでしょう。月々でもかまいませんし一括でもできます。

第4条 甲は乙に対して財産分与として以下の不動産を譲渡し、離婚後速やかに乙のために財産分与を原因とした所有権移転登記の手続きを行うものとする。

【不動産の表示】 不動産登記簿謄本のまま転記する。

※財産に不動産がある場合は、それを現金化するのかどちらかが住むのか、ローンはどうするかなども具体的に決めます。

第5条 本協議書に定めるほか、本件離婚に関して甲乙間に一切債務がないことを確認する。

※この文言がないと後にトラブルとなることがあります。